

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年4月1日

新十津川町長 熊田 義信



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

新十津川地区（北大和集落、大和集落、南大和1～3班集体落、南大和4～5班集体落、弥生区1町内集落、弥生区2町内集落、弥生区3町内集落、花月区1・2町内集落、花月区3町内集落、花月区4～7町内集落、花月区8町内1～3班集体落、花月区8町内4～6班集体落、総進区1・2町内集落、総進区4・5町内集落、徳富区学園地区集落、徳富区吉野2町内集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 新十津川地区 243（法人6）

区 域	個人	法人	区 域	個人	法人
①北大和集落	21	2	⑨花月区3町内	11	0
②大和地区	20	0	⑩花月区4～7町内	20	0
③南大和1班～3班	18	0	⑪花月区8町内1～3班	15	1
④南大和4班～5班	11	0	⑫花月区8町内4～6班	12	0
⑤弥生区1町内	9	0	⑬総進区1・2町内	17	0
⑥弥生区2町内	13	0	⑭総進区4・5町内	12	1
⑦弥生区3町内	10	0	⑮徳富区学園地区	17	0
⑧花月区1・2町内	21	1	⑯徳富区吉野2町内	16	1

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる認定農業者等に農地集積を図り、作業の効率化を図るとともに、スマート農業技術の普及等の取組を進展させ、農業を活性化させる。